

兵庫県ゴルフツーリズムファミトリップ運営等業務 仕 様 書

1 委託業務名

兵庫県ゴルフツーリズムファミトリップ運営等業務

2 業務期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

3 趣旨・目的

兵庫県のゴルフ場でのゴルフプレーとの観光を組み合わせた旅行商品造成に意欲的な海外のゴルフツーリズム専門の旅行会社等を招聘してファミトリップを実施し、ゴルフ旅行商品の販売につなげる。

4 業務の内容

(1) 招聘対象者

海外のゴルフツーリズム専門の旅行会社等 6社6名以上

(2) 実施時期

令和4年10月～11月

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により訪日が困難である場合は、公益社団法人ひょうご観光本部（以下、「観光本部」という）と協議の上、時期の変更を行うこと。

(3) 実施内容

① 招聘対象者の選定・調整・連絡

- ・ 兵庫県でのゴルフ旅行商品の造成・販売の実績がある、もしくは、造成・販売の予定がある旅行会社等を選定すること。
- ・ 被招聘者は、ツアーを企画・造成できる責任者とする。
- ・ 事前に観光本部と協議の上で決定すること。

② 招聘コースの企画・調整・手配・運営

- ・ 全行程は4泊5日程度とすること。提案した招聘コースのゴルフ場・観光スポット等について選定理由を示すこと。
- ・ 日本国内の交通の手配・調整を行うこと。専用車両の乗務員に係る宿泊・食事に要する費用、有料道路の利用料や駐車料金等は本事業費に含めること。
- ・ 被招聘者の宿泊・食事の手配、調整を行うこと。宿泊施設は、朝食付き1室1名を原則とし、インターネット環境が整備された施設とすること。
- ・ 被招聘者に通訳が必要な場合は準備すること。
- ・ ファミトリップの検証結果の取りまとめを行う担当者をツアーに随行させること。
- ・ 観光コンテンツの体験料や施設入場料、ツアー参加者への保険等、ツアー実施に必要な経費については本事業に含めること。

③ 効果検証

- ・ 被招聘者に対して実施するヒアリングやアンケート調査等の検証方法や内容について、より効果的な内容となるよう検討すること。

④ 造成商品の報告

- ・ 被招聘者が造成した兵庫県のゴルフ旅行商品について報告すること。
- ・ 委託事業期間終了までに旅行商品の造成が叶わなかった場合は、事業実施から1年間後の状況について報告すること、

[留意事項]

- ・ 事業において、運営、管理、庶務を行うこと。
- ・ 事業の実施記録については、カメラ等を用いて記録を行うこと。
- ・ 観光本部と十分な協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度、観光本部と協議の上、その指示に従い作業を進めること。

5 成果物の提出等

(1) 成果物

受託者は、本事業が終了したとき、業務の実施期間、実施した業務の一覧等を記載した「事業完了報告書」及び効果検証の結果、造成商品の一覧を紙及び電子媒体で観光本部に提出しなければならない。

(2) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

(神戸市中央区中山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階)

(3) 提出期限

令和5年3月31日(金)

6 委託料の上限額

委託料の上限額は、2,000千円(消費税及び地方消費税を含む)とし、委託料には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

7 留意事項等

- (1) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと。
- (3) 受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については、委託者の指示に従うこと。
- (4) 受託者は、本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (6) 委託契約の締結
 - ① 契約に関する事務は委託者で行う。
 - ② 委託者は、選定された事業を提案した事業者等と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認のうえ、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
 - ③ 契約条項は、委託者において示す。
 - ④ 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。
- (7) 受託者は、本業務を第三者に委託しまたは請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。

(8) 契約の解除

- ① 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
 - ② 上記①により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (9) 委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。
- (10) 本業務の実施において新たに発生する著作権については、著作人格権を除き、委託者に帰属するものとする。また、著作人格権についても、権利者は将来にわたり行使しないことを担保すること。
- (11) 本業務に使用する画像、映像、イラストその他の著作物について、第三者が権利を有する場合、第三者との間で発生する著作権等に関する手続きや使用権料等は、全て受託者が責任を持ち対応すること
- (12) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。